

高知県外国人受入環境整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県外国人材受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2及び5並びに別表第2に定める在留資格を有する者をいう。</p> <p><u>ただし、入管法別表第1の5の表に定める在留資格を有する者については、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第16号、第17号、第20号から第22号まで、第27号から第29号まで、第33号、第36号、第37号、第42号、第44号及び第46号の活動に従事する者に限る。</u></p> <p>(2)「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理団体をいう。</p> <p>(3)「外国人技能実習生」とは、入管法別表第1の2の表における技能実習の在留資格を有する者をいう。</p>	<p style="text-align: center;">高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県外国人材受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表及び5の表並びに別表第2に定める<u>在留資格のうち、この要綱の別表第1に定める</u>在留資格を有する者をいう。</p> <p>(2)「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「外国人技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理団体をいう。</p> <p>(3)「外国人技能実習生」とは、入管法別表第1の2の表における技能実習の在留資格を有する者をいう。</p>

新	旧
<p>第3条 省略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、雇用している外国人材に対して、ビジネススキルを向上させるための研修及び技能を向上させるための訓練、業務に必要となる日本語教育を受講させる事業とする。</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助事業者は、県内の事業所において外国人材を雇用している法人又は個人とする。</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第6条 第4条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>第3条 省略</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) スキルアップ事業</p> <p>雇用している外国人材に対して、ビジネススキルを向上させるための研修及び技能を向上させるための訓練、業務に必要となる日本語教育を受講させる事業</p> <p>(2) 入国前教育施設運営事業</p> <p><u>ベトナム社会主義共和国ラムドン省（以下「ラムドン省」という。）において、高知県外国人材入国前教育施設認定制度要綱第6条に規定する認定を受けた高知県外国人材入国前教育施設（以下「認定教育施設」という。）を運営する事業</u></p> <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助事業者は、次に定める者であって、補助対象経費を負担したものである。</p> <p>(1) スキルアップ事業</p> <p>県内の事業所において外国人材を雇用している法人又は個人</p> <p>(2) 入国前教育施設運営事業</p> <p><u>高知県外国人材入国前教育施設認定制度要綱第6条に規定する認定を受けた認定教育施設を運営する法人等</u></p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第6条 第4条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるものとする。</p>

新	旧
<p data-bbox="152 132 327 164">第7条 省略</p> <p data-bbox="170 229 560 261">(補助金の交付の決定及び通知)</p> <p data-bbox="152 277 1081 453">第8条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。</p> <p data-bbox="170 518 448 550">(補助金の交付の条件)</p> <p data-bbox="152 566 1081 646">第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol data-bbox="170 662 1081 1268" style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に従うこと。</li> <li>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</li> <li>(3) 補助事業の実施に当たり、外国人材に費用の負担が発生しないこと。</li> <li>(4) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。</li> <li>(5) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。</li> <li>(6) 労働関係法令及び入管法並びに外国人技能実習法（補助事業者が監理団体の場合又は外国人技能実習生を雇用している場合に限る。）を遵守していること。</li> <li>(7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</li> </ol> <p data-bbox="152 1380 448 1412">第10条～第13条 省略</p>	<p data-bbox="1128 132 1303 164">第7条 省略</p> <p data-bbox="1146 229 1536 261">(補助金の交付の決定及び通知)</p> <p data-bbox="1128 277 2058 453">第8条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。</p> <p data-bbox="1146 518 1424 550">(補助金の交付の条件)</p> <p data-bbox="1128 566 2058 646">第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol data-bbox="1146 662 2058 1268" style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に従うこと。</li> <li>(2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</li> <li>(3) 補助事業の実施に当たり、外国人材に費用の負担が発生しないこと。</li> <li>(4) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。</li> <li>(5) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。</li> <li>(6) 労働関係法令及び入管法並びに外国人技能実習法（補助事業者が監理団体の場合又は外国人技能実習生を雇用している場合に限る。）を遵守していること。</li> <li>(7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。<u>ただし、補助対象事業者が、第5条第3号に規定する者である場合を除く。</u></li> </ol> <p data-bbox="1128 1380 1424 1412">第10条～第13条 省略</p>

新	旧
<p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の<u>3</u>月末日のいずれか早い日までに別記第4号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をし、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税の額の確定に伴う報告書を知事に提出するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第15条 省略</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の<u>2</u>月末日のいずれか早い日までに別記第4号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をし、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税の額の確定に伴う報告書を知事に提出するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第15条 省略</p>
<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 補助事業者が別表第<u>2</u>に掲げるいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(4) 第13条の規定に基づく調査を拒んだとき。</p> <p>(5) 補助金の交付決定の内容、付した条件、要綱等又は要綱等に基づく知事の指示に違反したとき。</p>	<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 補助事業者が別表第<u>3</u>に掲げるいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(4) 第13条の規定に基づく調査を拒んだとき。</p> <p>(5) 補助金の交付決定の内容、付した条件、要綱等又は要綱等に基づく知事の指示に違反したとき。</p>

新	旧
<p data-bbox="152 134 331 161">第 17 条 省略</p> <p data-bbox="168 229 264 256"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="168 472 338 499">(情報の開示)</p> <p data-bbox="152 520 1088 692">第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p data-bbox="168 761 365 788">(グリーン購入)</p> <p data-bbox="152 809 1079 933">第 19 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p data-bbox="168 1002 253 1029">(委任)</p> <p data-bbox="152 1050 1068 1126">第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p data-bbox="235 1195 329 1222">附 則</p> <ol data-bbox="159 1243 1088 1415" style="list-style-type: none"><li>この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。</li><li>この要綱は、令和 11 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13 条、第 14 条第 3 項、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</li></ol>	<p data-bbox="1142 134 1321 161">第 17 条 省略</p> <p data-bbox="1142 229 1368 256"><u>(債権譲渡の禁止)</u></p> <p data-bbox="1131 277 2078 402"><u>第 18 条 補助事業者は、第 8 条の規定による交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。</u></p> <p data-bbox="1142 472 1312 499">(情報の開示)</p> <p data-bbox="1131 520 2080 644">第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p> <p data-bbox="1142 761 1335 788">(グリーン購入)</p> <p data-bbox="1131 809 2080 933">第 20 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p data-bbox="1142 1002 1227 1029">(委任)</p> <p data-bbox="1131 1050 2080 1126">第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p data-bbox="1209 1195 1303 1222">附 則</p> <ol data-bbox="1137 1243 2067 1415" style="list-style-type: none"><li>この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。</li><li>この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 13 条、第 14 条第 3 項、第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</li></ol>

新	旧
<p data-bbox="241 135 327 164">附 則</p> <p data-bbox="215 183 797 212"><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="159 327 241 355"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1133 327 1424 355"><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <p data-bbox="1160 375 1877 403"><u>要綱第2条第1号に定める在留資格は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1160 422 2069 643"><u>入管法別表第1の5の表に定める特定活動のうち、入管法第7条第1項第2号の規定に基づき入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第16号、第17号、第20号から第22号まで、第27号から第29号まで、第32号、第33号、第35号から第37号まで、第42号、第44号及び第46号の活動に従事する者</u></p>

新

別表第1（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助 限度額
①技能を向上させるための訓練（同様の訓練を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。）	3分の1以内	1,000千円
②技能を向上させるための試験（同様の試験を受ける場合、外国人材1人につき2回を上限とする。）	ただし、「こ うち外国人材 優良サポート 事業者認証制 度実施要綱」	外国人材 1人当 たり <u>30千</u> <u>円</u> とす る。
③ビジネススキル（日本語教育を含む。）を向上させるための研修（同様の研修を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。） <u>ただし、日本語教育に関しては、過去に当補助金における補助対象となっていない外国人材のみを対象とする。</u>	に基づく認証 を受けた事業 者については 2分の1以内	
受講料、 <u>受験料</u> 、通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料及び交通費）、消耗品費、印刷製本費、翻訳料及び施設使用料		

旧

別表第2（第6条関係）

（1）スキルアップ事業

補助対象経費	補助率	補助 限度額
①技能を向上させるための訓練（同様の訓練を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。）	3分の1以内	1,000千円
②技能を向上させるための試験 <sup>※1</sup> （同様の試験を受ける場合、外国人材1人につき2回を上限とする。）	ただし、「こ うち外国人材 優良サポート 事業者認証制 度実施要綱」	ただ し、外 国人材 1人当 たり <u>100</u> <u>千円</u> と する。
③ビジネススキル（日本語教育 <sup>※2</sup> を含む。）を向上させるための研修（同様の研修を受ける場合、外国人材1人につき1回を上限とする。）	に基づく認証 を受けた事業 者については 2分の1以内	
通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料 <sup>※3</sup> 及び交通費 <sup>※4</sup> ）、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料及び施設使用料		
<u>※1 外国人技能実習法第8条第2項第6号に規定する試験、入管法第2条の4第1項に基づく分野別運用方針で定める技能水準を測る試験及び職種において必須とされている資格取得に係る試験は補助対象外とする。</u>		

新			旧		
<p>※<u>宿泊料の上限：1人につき1泊11,000円（税込）までとする。</u></p> <p>※<u>交通費：宿泊施設から研修施設までの往復の交通費に限る。</u></p>			<p>※2 <u>外国人技能実習法第2条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定する講習は補助対象外とする。</u></p> <p>※3 <u>宿泊料の上限は1人1泊当たり11,000円（税込）を上限とする。</u></p> <p>※4 <u>宿泊施設から研修施設までの往復に係る交通費に限る。</u></p>		
<p><b>【補助対象外経費】</b></p> <p>①<u>外国人技能実習法第8条第2項第6号に規定する試験、入管法第2条の4第1項に基づく分野別運用方針で定める技能水準を測る試験及び職種において必須とされている資格取得に係る試験。ただし、特定技能1号の外国人が受験する特定技能2号試験や特定技能1号及び2号の外国人が受験する日本語試験は補助対象とする。</u></p> <p>②<u>外国人技能実習法第2条第2項第1号及び同条第4項第1号に規定する講習。</u></p>					

新	旧						
<p><u>(削除)</u></p> <p>別表第<u>2</u> 省略</p>	<p><u>(2) 入国前教育施設運営事業</u></p> <table border="1" data-bbox="1162 181 2069 523"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 181 1706 229">補助対象経費</th> <th data-bbox="1706 181 1874 229">補助率</th> <th data-bbox="1874 181 2069 229">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 229 1706 523"> <u>ラムドン省において、日本語教育を実施するための日本語講師の配置に係る費用</u>  <u>(外国で支出した経費のうち、当該経費に係る現地国における公租公課を除く。)</u>   <u>給料、法定福利費</u> </td> <td data-bbox="1706 229 1874 523"> <u>2分の1以</u>  <u>内</u> </td> <td data-bbox="1874 229 2069 523"> <u>600千円</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 国、県、市町村等の他の補助事業の補助対象とする経費は、補助対象外とする。</u></p> <p>別表第<u>3</u> 省略</p>	補助対象経費	補助率	補助限度額	<u>ラムドン省において、日本語教育を実施するための日本語講師の配置に係る費用</u> <u>(外国で支出した経費のうち、当該経費に係る現地国における公租公課を除く。)</u>  <u>給料、法定福利費</u>	<u>2分の1以</u> <u>内</u>	<u>600千円</u>
補助対象経費	補助率	補助限度額					
<u>ラムドン省において、日本語教育を実施するための日本語講師の配置に係る費用</u> <u>(外国で支出した経費のうち、当該経費に係る現地国における公租公課を除く。)</u>  <u>給料、法定福利費</u>	<u>2分の1以</u> <u>内</u>	<u>600千円</u>					

別記第1号様式（第7条関係）

令和 年度 高知県外国人材受入環境整備事業費補助金 交付申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名  
(代表者生年月日 年 月 日生)

高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 受講する研修等の名称:

3 事業実施期間(予定): 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 研修等実施機関(場所):

5 経費明細 (単位:円)

Table with 4 columns: 項目, 補助事業に要する経費(積算内訳), 補助対象経費, 補助金額. Rows include 講習, 交通費, 宿泊費, 合計.

6 添付書類

- (1) 受講する研修等の内容が分かる資料(見積書やチラシの写し等)
(2) 補助対象外国人材名簿(別紙1)及び在留カードの写し
(3) 県内の事業所において雇用している外国人材であることを証する書類(労働条件通知書又は健康保険証等の写し)
(4) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納有無の照会に関する同意書(別紙2)
(5) 納税証明書(県税の滞納がないことを証する証明書)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙3)及び本人確認書類の写し
※補助事業者が個人の場合、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
法人の場合、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
※マイナンバーカードは表面のみで可(裏面は不要)
※健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できないようにマスキング処理等を施してください。

7 担当者の氏名・連絡先:

別記第1号様式（第7条関係）

令和 年度高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

高 知 県 知 事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名  
(代表者生年月日 年 月 日生)

高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業 ※該当する事業を○で囲むこと

- (1) スキルアップ事業
(2) 入国前教育施設運営事業

2 補助対象事業の内容

添付書類のとおり

3 補助金申請額 金 円

4 担当者

Table with 4 columns: 氏名, 所属・職名, 電話番号, メールアドレス.

- <添付書類>
(1) スキルアップ事業
ア 事業実施計画書(スキルアップ事業)(別紙1-1)
イ 補助対象外国人材名簿(別紙2)
ウ 補助対象外国人材の在留資格を証する書類(外国人材の在留カードの写し)
エ 県内の事業所において雇用している外国人材であることを証する書類(労働条件通知書又は健康保険証等の写し)
オ 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼滞納有無の照会に関する同意書(別紙3)
カ 納税証明書(県税の滞納がないことを証する証明書)又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙4)及び本人確認書類の写し(※)
(2) 入国前教育施設運営事業
ア 事業実施計画書(入国前教育施設運営事業)(別紙1-2)

※補助事業者が個人の場合、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
補助事業者が法人の場合、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
(注) マイナンバーカードは表面のみ。(裏面はマイナンバーの表示があるため提出不可)
健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できないようにマスキング処理等を施すこと。

別紙 1

補助対象外国人材名簿

	氏名 (カナ表記)	国籍	在留 資格	研修等 実施機関	研修等 開始日	研修等 終了日	宿泊施設	交通手段 ①補助事業者 による送迎 ③公共交通機 関 ④その他 ( )
1								
2								
3								
4								
5								

別紙 1-1

高知県外国人材受入環境整備事業補助金事業実施計画書 (スキルアップ事業)

1 受講させる研修等の名称

2 事業開始予定日

3 事業完了予定日

4 研修等実施機関

5 研修等実施場所

6 経費明細

(単位:円)

科 目	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金額	積算内訳
合 計				

科目: 通訳料、講師謝金、旅費(宿泊料、交通費)、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料、施設使用料

※上記の内容が分かる資料(見積書の写し、研修等のチラシなど)を添付すること。

(削除)

別紙1-2

高知県外国人材受入環境整備事業補助金事業実施計画書（入国前教育施設運営事業）1 認定教育施設の名称、認定番号

施設名称：

認定番号：第 号

2 事業の内容3 事業開始予定日4 事業完了予定日5 経費明細(単位：円)

<u>科 目</u>	<u>補助事業に 要する経費</u>	<u>補助対象 経費</u>	<u>補助金額</u>	<u>積算内訳</u>
<u>合 計</u>				

科目：給料、法定福利費

※上記の内容が分かる資料（日本語教育の実施計画、見積書の写し、雇用契約書、人件費試算など）を添付すること。また、外国通貨で支出する場合は、交付申請書提出時点で日本円に換算した試算と、参考とした為替レートを添付すること。

## 誓約書兼同意書

私は、高知県外国人材受入環境整備事業費補助金の交付申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

(所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名) ※自署

## 誓約書兼同意書

私は、高知県外国人材受入環境整備事業補助金の交付申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

(所在地)  
(名 称)  
(代表者役職・氏名) ※自署

## 県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

## 【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことに同意します。

## 記

- 1 高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から商工政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- 2 1の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- 3 県税の完納情報の提供に当たり、商工政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

## 【注意事項】

- 1 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- 2 この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- 3 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- 4 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

## 県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

## 【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことに同意します。

## 記

- 1 高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から商工政策課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- 2 1の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- 3 県税の完納情報の提供に当たり、商工政策課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

## 【注意事項】

- 1 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- 2 この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- 3 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- 4 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

## 第2号様式（第11条関係）

令和 年度 高知県外国人材受入環境整備事業費補助金 変更承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業の変更をしたいので、高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 変更内容

## 2 変更理由

## 3 補助金の変更申請額 (単位：円)

既交付決定額(A)	変更後の申請額(B)	差引増減額 (A)－(B)

## 4 経費明細 ※変更がなければ記載不要

(単位：円)

項目	補助事業に 要する経費 (積算内訳)	補助対象経費	補助金額
●●講習	@●円×●人=●円	●円	●円
交通費	@●円×●人=●円	●円	●円
宿泊費	@●円×●人=●円	●円	●円
合計	●円	●円	●円

## 5 添付書類 ※既交付決定から変更となる部分のみ、根拠資料を添付してください。

## 第2号様式（第11条関係）

令和 年度高知県外国人材受入環境整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日

高 知 県 知 事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業の変更をしたいので、高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 変更の内容

## 2 変更の理由

## 3 補助金の変更申請額 (単位：円)

既交付決定額(1)	変更後の申請額(2)	差引増減額((2)－(1))

&lt;添付書類&gt; ※既交付決定から変更があるものを添付すること

(1) スキルアップ事業

ア 事業実施計画書(スキルアップ事業)(別紙1-1)

イ 補助対象外国人材名簿(別紙2)

ウ 補助対象外国人材の在留資格を証する書類(外国人材の在留カードの写し)

エ 県内の事業所において雇用している外国人材であることを証する書類(労働条件通知書又は健康保険証等の写し)

(2) 入国前教育施設運営事業

ア 事業実施計画書(入国前教育施設運営事業)(別紙1-2)

新

第3号様式（第12条関係）

令和 年度 高知県外国人材受入環境整備事業費補助金 中止（廃止）承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記の理由により中止（廃止）の必要が生じたので、高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の年月日

旧

第3号様式（第12条関係）

令和 年度 高知県外国人材受入環境整備事業補助金 中止（廃止）承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記の理由により中止（廃止）の必要が生じたので、高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の年月日

第4号様式（第14条関係）

令和 年度 高知県外国人材受入環境整備事業費補助金 実績報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業を完了したので、高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 経費明細

(単位:円)

項目	補助事業に 要する経費 (積算内訳)	補助対象経費	補助金額
●●講習	@●円×●人=●円	●円	●円
交通費	@●円×●人=●円	●円	●円
宿泊費	@●円×●人=●円	●円	●円
	●円	●円	●円

4 添付書類

- (1) 受講した研修等の名称や受講期間、受講場所、受講者が分かる書類
- (2) 講習費等の経費が分かる書類

5 振込先口座

金融機関名		本店名	
預金種目	当座 ・ 普通	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
口座名義			

第4号様式（第14条関係）

令和 年度高知県外国人材受入環境整備事業補助金実績報告書

年 月 日

高 知 県 知 事 様

所 在 地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業を完了したので、高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先口座

金融機関名		本店名	
預金種目	当座 ・ 普通	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
口座名義			

<添付書類>

- (1) スキルアップ事業
  - ア 補助金実績報告書(スキルアップ事業)(別紙5-1)
  - イ 補助対象外国人材名簿(別紙2)
- (2) 入国前教育施設運営事業
  - ア 補助金実績報告書(入国前教育施設運営事業)(別紙5-2)

(削除)

別紙5-1

高知県外国人材受入環境整備事業補助金実績報告書（スキルアップ事業）

1 受講した研修等の名称

2 事業開始日

3 事業完了日

4 研修等実施機関

5 研修等実施場所

6 経費明細

(単位：円)

<u>科 目</u>	<u>補 助 事 業 に 要 した 経 費</u>	<u>補 助 対 象 経 費</u>	<u>補 助 金 額</u>	<u>内 訳</u>
<u>合 計</u>				

科目：通訳料、講師謝金、旅費（宿泊料、交通費）、消耗品費、印刷製本費、翻訳料、受講料、施設使用料

※上記の内容が分かる資料（研修申込書、請求書・領収書の写しなど）を添付すること。

(削除)

別紙5-2

高知県外国人材受入環境整備事業補助金実績報告書（入国前教育施設運営事業）

1 認定教育施設の名称、認定番号

施設名称：

認定番号：第 号

2 事業の内容3 事業開始日4 事業完了日5 経費明細(単位：円)

<u>科 目</u>	<u>補 助 事 業 に 要 した 経 費</u>	<u>補 助 対 象 経 費</u>	<u>補 助 金 額</u>	<u>積 算 内 訳</u>
<u>合 計</u>				

科目：給料、法定福利費

※上記の内容が分かる資料（請求書・領収書の写し、給与明細など）を添付すること。また、外国通貨で支出した場合は、支出時点で日本円に換算した換算表と、参考とした為替レートを添付すること。

新

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

高 知 県 知 事 様

所在地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年度高知県外国人材受入環境整備事業費補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

高知県外国人材受入環境整備事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり  
報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額（A） 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B） 円
- 4 補助金返還相当額（B－A） 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添えてください。  
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象  
額となるものではありません。

旧

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

高 知 県 知 事 様

所在地  
名 称  
代表者役職・氏名

令和 年度高知県外国人材受入環境整備事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

高知県外国人材受入環境整備事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり報  
告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額（A） 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（B） 円
- 4 補助金返還相当額（B－A） 円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添えてください。  
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象  
額となるものではありません。